ふくい 学生協だより

学生協は組合員さまのライフパートナーをめざします。

2021年 5月

【発行】
福井県学校生活協同組合
〒910-8544
福井市大手2丁目22-28
TEL (0776) 23-1889
FAX (0776) 27-6081

新採用・未加入者のみなさまへ
学生協への加入お待ちしております！

学生協は、県内の教職員等の福利厚生を目的に作られ、教職員等一人ひとりが出資金を出し合って作った協同互助の組織（生協）です。2021年3月末現在8,193名の方に加入いただいております。
安心・安全な商品の供給はもとより、多種多様なニーズに応えられるよう努めてまいります。

Q 学生協への加入は、どのようにすればいいの？

A 加入申込書に必要事項をご記入のうえ、学生協まで送付ください。
出資金は、**6,000円** でお願いいたします。出資金は入会金ではありません。
加入している間だけ預けていただくお金です。
（出資は一回のみです。お預かりしました出資金は脱退時にお返しいたします。）
※ 加入申込書は、学生協ホームページ（各種届出用紙）よりダウンロードできます。

Q 学生協に加入すると、どんな特典があるの？

A
- 事業で得た剰余金を出資金に応じて**「配当金」**として還元いたします。また、学生協で商品を購入いただきますと、その利用高に応じて**「利用分量割戻し」**として還元いたします。
- ご利用代金につきましては、便利な給与引去りをご利用できます。（県費教職員さまが対象です。）

書籍（専門書から月刊誌まで）
2～10%OFF

DC/VISAゴールドカードが
年会費無料

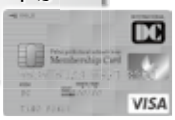

コンサート・演劇 等
チケット が
ご利用いただけます。

県下約80店舗の
ガソリンスタンド を
ご利用いただけます。

指定店・協力店で
組合員特典 を
ご利用いただけます。

生命保険
損害保険
団体扱いで
割安！

万が一の備えに！

学生協祭り、特選会 等
イベントにご参加いただけます。

グループ保険制度
ロングサポート に
ご加入いただけます。

お得な情報がいっぱいの学生協ホームページをぜひご覧ください。

福井 学生協

学生協フリーダイヤルFAXを
ご注文の際に、ぜひご利用ください！

0120-291-660

＊学生協だよりは、環境に配慮して再生紙を使用し、SOY INKで印刷しています

５月下旬より募集（ＰＲ）開始

申　込　締　切　日
令和 ３年 ６月１８日（金）

一総合生活支援制度一

ロングサポート

「ロングサポート」は、福井県学校生活協同組合の組合員のみなさんだけの相互扶助制度です。
自分のためにも仲間のためにも、「ロングサポート」にみんなで加入しましょう！

今回の募集概要

ＰＲ区分	更新ＰＲ＜新規加入・内容変更＞	中途ＰＲ＜新規加入のみ＞
保険期間	令和3年10月1日～令和4年9月30日 ※保険期間1年間、以後毎年1年ごとに更新	令和3年10月1日～令和4年3月31日 ※保険期間6ヵ月間、以後毎年１年ごとに更新
募集対象の制度	・重病克服支援コース　【生命保険】 ※「主契約」および「7大疾病保障特約」、「がん・上皮内新生物保障特約」 CHECK!! 特約を付加できるのはこの機会だけとなります！	・生活サポートコース　【生命保険】 ・生活サポートプラス　【生命保険】 ・傷害コース　【損害保険】 ・入院サポートコース（基本型）　【生命保険】 ・入院サポートコース（充実型）　【損害保険】 ・収入補償サポートコース　【生命保険】
責任開始期（加入日）	令和3年10月1日（金）※初回掛金は９月給与から引去り	

加入内容の変更・脱退は更新ＰＲ時のみのお取り扱いとなります。（ご退職による脱退は除きます）

【引受生命保険会社】明治安田生命保険相互会社
【引受損害保険会社】明治安田損害保険株式会社

制度内容等の詳細は、パンフレットをご参照ください。
MY-CF-21-388－421930－210401-1

OKURA CLUB & HOTELS

福井県学校生活協同組合のみなさまへ★ザ グラン リゾートからのお知らせです!

今、ご家族でお集まりになることがとっておきの記念日
～大切なあの方とのご利用をお待ちしております～

GRE 京都　近江大倉和牛とフォアグラ生ウニ特撰会席

ロケーション厳選の18ホテル

三方五湖♨
近江舞子
京都
天の橋立♨
有馬♨
プリンセス有馬♨
城崎
赤穂
淡路島♨
白浜♨
和歌の浦
NEW ヴィラ リュウセイ
新館 ヴィラ コンコルディア リゾート&スパ
軽井沢
♨富士河口湖
♨箱根
♨熱海
♨伊豆
♨温泉につき、別途入湯税がかかります

お得に宿泊! 全ホテル同料金

ご利用料金　1泊2食 和みコース料金（税込・サービス料不要）

12,650円から
※ヴィラシリーズは除きます

ご予約・お問い合わせ　受付時間／9:00~18:00 土・日も受付しております
ナビダイヤル 0570-00-1955 全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます

お電話がつながりましたら…

会員番号：THR102　会員名：福井県学校生活協同組合
ご予約の際は、会員番号と会員名を最初にお伝えください。
ご希望のホテルと宿泊日をお申し付けください。

2020年度 第３回　一人一品利用運動のご報告

3,464人（前年比101.6％）の組合員さまにご利用いただき、供給高は4,897,570円（前年比 109.1％）となりました。多くのご注文をいただき、誠にありがとうございました。また、153校の学校に学校賞としてお菓子の詰め合わせをプレゼントさせていただきました。今後も組合員さまに喜ばれる商品・企画をご案内できるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

≪人気商品ベスト３≫

第１位　ロイズ ポテトチップチョコレート オリジナル　（845個）

第２位 ロイズ ナッティバーチョコレート（393個）
第３位 ロイズ プラフィーユショコラベリーキューブ（278個）

≪ラーメン人気商品≫

第１位　札幌ラーメン 吉山商店

第２位 奈良 麺屋NOROMA
第３位 宮崎ラーメン 響 入魂の一杯（黒）

ご利用、ご協力 誠にありがとうございました。

学生協共同購入がお得な理由

その１：学校配送 送料無料

その２：安心・安全・お得な商品情報のご案内

その３：組合員価格での販売

【食品】季節の食品、全国のご当地食品、家庭料理に欠かせない調味料等組合員価格でご案内しております。

【書籍】教育関係の本を多く取り扱っております。一般の書店さんよりも値引きがあります。
「手に入りにくい教職員向けの書籍」は、とても人気があります!!

チラシ・カタログをご希望の方は、福祉対策委員・福祉対策部長の先生にお尋ねください。

おすすめ商品紹介

焦がしキャラメルナッツ アーモンド
規格：105g（個装紙込み）／袋

TON'S BRAND

深煎りしたアーモンドを直火焦がし製法でキャラメルコートしました。際立つ香ばしさと隠し味の塩ひとつまみがマッチしたおいしさです。食べやすい個包装。

癖になるカリッと食感

まるごと ベリーベリー
規格：10食／袋

牛乳を注いでかき混ぜると、ブルーベリーとラズベリーの果肉たっぷりのミックスベリーミルクができあがります。酸味を利かせた、甘すぎない爽やかな味わい。ケーキの生地に練り込んだり、シリアルのトッピングにしても。

まめぴよ ココア味
規格：125ml×24本／箱

「まめぴよ」はココアの風味で飲みやすい、お手軽な豆乳飲料です。
125mlの小容量パックなので、子どもやご高齢者も最後までおいしく飲みきることができます。
手に取りやすい可愛らしいデザインと、すっきりした味わいで長年愛され続けています。

カルシウムと鉄を含んだ、ココア味の豆乳飲料です。

果実のおいしさを生かした優しい味わい。

かりかり梅入り ソフト赤しそ
規格：50g×2袋／袋

かりかり梅とごまを加えた、ウェットタイプのふりかけです。

色彩豊かな食物繊維豊富なソフトタイプの赤しそに、食感の良いかりかり梅、胡麻をブレンドしました。おにぎり・ご飯にふりかけたり混ぜ込んで、お召し上がりください。

今回ご紹介させていただいた商品は５月14日お届けのハーベスト５月号でご注文いただけます。

今年もはじまります！ お得なキャンペーン

★『書籍ご利用キャンペーン』

通常10%OFFが **12%OFF!!**

ご利用期間　5月21日（金）～6月30日（水）

「図書購入のご案内」チラシでの注文及び、eメール、ホームページ「12% OFF」バナーからのご注文、TEL、FAXでのご利用を対象とさせていただきます。（ホームページの「お急ぎコース（6%OFF）」と「Honya club 学校生協の本やさん（2%OFF）」、学校図書館等でのご利用は、対象外とさせていただきます。）

★『夏のホットホットご利用キャンペーン 2021』
～ 指定店利用促進月間 ～

ご利用期間　6月21日（月）～8月20日（金）

期間中、協賛店で10,000円以上ご購入されるごとに「富くじ」を1枚贈呈!
抽選で豪華賞品をGET!

★『学生協指定スタンドご利用キャンペーン 2021』

ご利用期間　7月21日（火）～9月20日（日）

期間中、学生協指定スタンドをご利用の組合員さまの中から抽選で賞品があたる!

キャンペーンの詳しい内容については、ホームページ、学生協だより、チラシ、ポスター等でご確認ください。

『教育支援プログラム～南極クラス～』を開催しました。

学生協指定店「北陸ミサワホーム(株)」の協力による出前授業『教育支援プログラム～南極クラス』に11校の申し込みがあり、合計700人の児童のみなさんが参加されました。ありがとうございました。日本南極地域観測隊として昭和基地周辺の建物の設営・修繕を担当した方が隊員の様子やオーロラ、ペンギンなど南極の自然の様子、そして仲間の大切さやチームワークの大切さについて映像を交え、授業を行いました。

助け合おう！ふくい
「心をひとつに ふくい応援」基金へ寄付のご報告

「ハーベスト年度末号」を特別展開させていただきました。
供給高（売上）は2,101,406円（前年比159.9％）、利用人数は1,146名（前年比155.9％）のご利用をいただきました。
供給高の3%、63,042円を寄付いたしました。

多くの組合員さまのご利用、ご協力、誠にありがとうございました。

第64回 通常総代会

開催決定

日時：2021年6月19日（土）午後1時30分～
会場：福井県教育センター 4階 大ホール

重要なお知らせ

「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」について３月１日(月)開催の第３回理事会で一部改正、承認決定されましたのでお知らせいたします。

一部改正点

※分割払いの１回あたりの支払金額

3,000円以上　→　5,000円以上

※分割回数の変更

最大48回　→　最大24回

８回分割手数料０％　→　３回分割手数料０％(下記参照)

なお、施行日(効力の発生日)は2021年７月１日といたします。

組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則

(目的)

第１条　福井県学校生活協同組合（以下、「学生協」という。）の組合員及びその家族が、学生協の事業を利用することに関して以下のとおり定めると共に、利用代金支払いに関しても以下のとおりに定める。

(利用できる事業の範囲)

第２条　定款第６条第１項に定める組合員は、学生協が実施する全ての事業、指定店、協力店、提携店を利用することができる。

２．定款第６条第２項に定める組合員が利用できる事業の範囲は、学生協が、別途「退職者の組合員継続加入に関する取扱要綱」に定めるものとする。

(利用限度額)

第３条　定款第６条第１項・２項組合員の一回あたりの利用限度額を30万円（税別）とする。ただし、現金払いは除くものとする。

２．組合員の家族については、一回あたりの利用限度額を10万円（税別）とする。

３．組合員及びその家族の合計利用限度額（一回払い及び分割払いの合計金額）を100万円（税別）とする。

４．分割購入合計の限度額が本条の定めを超えるときには、学生協は、組合員への供給を見送ることができるものとする。

５．指定店、協力店、提携店と直接決済する場合には、本条の規定は適用しない。

６．この規則にかかわらず、なお利用を必要とする特別の事情がある場合には別途事前の協議を行う。

(支払方法)

第４条　定款第６条第１項組合員のうち県費職員の組合員の利用代金支払いは、原則として給与及び期末勤勉手当から引去るボーナス併用払いとする。ただし、給与及び期末勤勉手当から引去りできない場合は口座振替とする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。

２．定款第６条第１項組合員のうち県費職員以外の組合員の利用代金支払いは、原則として口座振替とする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。

３．定款第６条第２項組合員の利用代金の支払いは、学生協が別途「退職者の組合員継続加入に関する取扱要綱」に定めるものとする。
ただし、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。

４．前各号以外に、現金払いを希望する組合員は、学生協と別途協議するものとする。

５．分割払いの方法は、本規則第６条（分割払い）及び第７条（分割手数料）に定める方法とする。

６．学生協指定店で住宅等の利用に際しては、当該指定店と直接決済することができる。

(支払回数)

第５条　支払回数は、原則として１回払いとするが、学生協の了解を得た場合は分割いで支払うことができる。

２．給与引去りの上限は、原則として１組合員あたり15万円とし、これを超える場合は直接本人に確認を行い、学生協の判断にて支払方法の変更を組合員に要請することができる。

(分割払い)

第６条　分割で支払う場合は、本規則第７条（分割手数料）の回数に定めるところによるものとし、１回あたりの支払金額は原則5,000円以上とする。なお、原則として分割手数料は組合員負担とする。

２．端数の金額は、初回の支払金額に繰り入れ、月々の支払いは均等支払いとする。

３．希望する分割月数に期末勤勉手当の支給月が含まれる場合は、ボーナス併用払いを利用することができる。

４．ボーナス払いの金額は別途設定できるものとし、期末勤勉手当からの支払いとする。

５．組合員が支払月数の変更を希望する場合は、学生協に申し出るものとし、支払月数に応じた分割手数料に組み替えるものとする。

(分割手数料)

第７条　分割は下記所定の回数（月数）及び手数料率にて定めるとおりとする。

回数	1回	4回	7回	10回	13回	17回	21回
	～	～	～	～	～	～	～
	3回	6回	9回	12回	16回	20回	24回
分割手数料	0％	1％	2％	3％	4％	5％	6％

(債権譲渡の承諾)

第８条　組合員は、指定店、協力店にて利用した代金が、学生協に債権譲渡される場合があることを予め承諾するものとする。

(換金、転売等の目的外利用の禁止)

第９条　組合員及びその家族は、換金や転売等の学生協事業の本来の目的から逸脱する不正又は不当な利用を行ってはならない。

(支払義務)

第10条　組合員は、利用代金を遅滞なく支払う義務を有するものとし、所定の期日を越えて入金されないときには、学生協が代金の入金を確認するまで任意に事業利用の停止措置をとっても一切異議を述べないものとする。

２．ガソリン給油カードの利用については、所定の期日を含めてなお３ヶ月にわたって入金されないときには、ガソリン給油カードの利用を停止されても一切異議を述べないものとする。

３．利用代金が所定の期日を越えてなお３ヶ月にわたって入金されないときには、学生協は、次回請求時より所定の遅延損害金を加算することができるものとする。

４．学生協を窓口とする団体契約及び団体扱い、集団扱いの保険料が、所定の期日を超えて入金されないときには、保険会社の約款を適用して手続きを行うものとする。

(期限の利益の喪失)

第11条　組合員は利用代金の支払いを一回でも怠った場合には、学生協からの通知・催告を要せずに、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(所有権の留保)

第12条　組合員が利用代金の支払いを完了するまでは、当該商品等の所有権は学生協に留保されるものとする。

(事業の利用停止)

第13条　本規則第３条（利用限度額）の定めに違反する場合には、学生協は組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができるものとする。

２．本規則第９条（換金、転売等の目的外利用）の事実が認められた場合、その他学生協事業の不正・不当な利用の事実が認められた場合は、学生協は、組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができる。

３．本規則第10条（支払義務）第１項の定めに違反する場合には、学生協は、組合員に通知することなく直ちに事業の利用を停止することができる。

(事業の利用停止の解除)

第14条　本規則第13条（事業の利用停止）に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完遂したときは、学生協は、事業の利用停止の解除について理事会に諮るものとする。

(請求金額の確認)

第15条　組合員は、請求金額の確認を、毎月中旬頃に発行する請求明細書にて行うものとする。

２．組合員は、請求明細書に疑義のある場合は遅滞なく学生協に申し出るものとする。

(再請求手数料)

第16条　学生協は、組合員の利用代金が、所定の期日(毎月末日)を越えて３か月にわたって入金されず、再請求をする場合、再請求のための手数料を加算することができるものとする。

２．前項に定める再請求手数料は、１回あたり100円（別途消費税加算）とする。

３．前各項に定める手数料は、再請求をする都度に加算されるものとする。

(遅延損害金)

第17条　本規則第10条（支払義務）第３項に定める遅延損害金の率は、年率14.6％を上限として適用することができる。ただし、本規則第16条による再請求手数料があった場合は、当該手数料分の額を控除するものとする。
遅延損害金＝遅延額（未払残高）×遅延損害金利率÷365日×遅延日数

(組合員資格喪失時の支払方法)

第18条　組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を直ちに一括して清算しなければならない。

(連帯保証人及び返済計画書)

第19条　本規則第４条（支払方法）、第５条（支払回数）、第６条（分割払い）、第10条（支払義務）に定める支払い方法を履行できないと学生協が判断したときは、当該組合員は支払いの債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

(除名)

第20条　この規則にもかかわらず支払い義務の不履行が認められる場合には、定款第12条（除名）の定めにより総代会の議決によって除名することができる。

(協議解決)

第21条　この規則に関し、適用上の疑義が生じ、また定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と学生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとする。

(合意管轄)

第22条　この規則に関わる一切の訴訟については、福井地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(周知)

第23条　この規則は、次に定める方法を適宜活用して周知するものとする。

①組合員への配付（機関紙等）
②ホームページへの記載
③事務所での掲示

(本規則の変更)

第24条　学生協は、サービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他学生協事業の円滑な実施のため必要がある場合に、この規則を変更することができる。

２．第１項の場合、学生協は、この規則を変更する旨、変更後の規則の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に組合員に周知するものとする。

(規則の改廃)

第25条　この規則の改廃は、理事会において行うものとする。

附　則

(施行期日)

この規則は2012年４月１日から施行
2019年９月13日全部改正
2020年１月１日から施行
2021年３月１日一部改正
2021年７月１日から施行